

社長のための勉強

平成 29 年 1 月 16 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

平成 29 年度税制改正（類似業種比準方式の見直し）

先日、与党により決定された平成 29 年度税制改正大綱では、類似業種比準方式の見直しが注目されています。

以下の 2 点が非上場企業の株価算定に大きく影響すると思われる主な改正項目です。

- ・比準要素の比重の変更

現行

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\text{配当} + \text{利益} \times 3 + \text{純資産}}{5} \times \text{斟酌率}$$

改正案

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\text{配当} + \text{利益} + \text{純資産}}{3} \times \text{斟酌率}$$

- ・「大会社」と「中会社」の範囲を拡大
判定要素となる従業員数・総資産価額・取引金額の金額等の基準を引下げ「大会社」・「中会社」の適用範囲を広げる。
→ 類似業種比準方式での評価がとりやすくなる。

これらの改正は平成 29 年 1 月 1 日からの相続・贈与に適用される見込みです。

上記の改正と、近年の株式相場の上昇により、弊社のクライアントの自社株が以前に比べ 1.5 倍 になってしまったケースもあります…

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office